

墨田区環境経営認証取得費助成金制度の

*****ご案内*****

この制度は、墨田区内の中小企業の方や中小企業の組合が、環境に配慮した経営に関する認証（エコアクション 21、グリーンプリンティング、エコステージ、グリーン経営認証など）を新規に取得した場合に、その経費の一部を助成するものです。事業者の皆様が環境に配慮した経営を推進していただき、事業活動から生じる環境への負荷を削減していただくことを目的としています。

申請できる方

- ・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業
- ・ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合

助成対象経費

助成対象者が墨田区内に所有する事業所について環境経営認証を新規に取得するために要した審査費用及び認証・登録費用（交通費、宿泊費並びに消費税及び地方消費税を除く）。

助成額

環境経営認証を新規に取得するために要した審査費用及び認証・登録費用の 2 分の 1 で、5 万円を上限とします（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨て）。また、助成金を受け取ることができる回数は、1 助成対象者につき 1 回限り。

申請に必要な書類

- ・ 環境経営認証・登録証の写し
- ・ 環境活動レポート
- ・ 審査及び認証・登録に要した費用明細が分かる書類の写し
- ・ 審査及び認証・登録費用の支払が確認できる書類の写し
- ・ 納税に関する書類

個人の場合、前年度住民税を滞納していないことを証する書類

なお、前々年度 1 月 1 日に墨田区内に住民票があった方で同意書を申請書と共に提出された場合、納税状況の確認は区で行いますので、不要です。

（確認の結果、滞納があった場合には申請は取消しとなります。）

法人の場合、前年度法人住民税を滞納していないことを証する書類

申請時期

環境経営認証を取得した日から 3 か月以内。

問合せ・申込み先

墨田区環境保全課指導調査担当

電話 5608-6210